

被災者のみなさまへ

ご存知ですか？

令和8年8月7日
内閣府・総務省・法務省

- ★運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）が延長されます
- ★各種届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（処分や刑罰を受けません）
- ★法人に係る破産手続開始の決定が留保されます
- ★相続放棄等の熟慮期間が延長されます
- ★民事調停の申立手数料が免除されます

※ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、令和8年熊本地震による災害が**特定非常災害**に指定されることにより、これらの措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和9年1月27日（水）まで延長されます。

◎令和8年7月28日（火）以後に満了する許認可等が対象です。

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、**今後、各府省庁の告示で定められます。**

告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、
総務省特設ページ

(https://www.soumu.go.jp/r8_kumamoto_jishin/hisai.html)

などで、随時更新し、お知らせしていきます。

※総務省特設ページにアクセスが難しい場合は、きくみみ熊本
(フリーダイヤル：0120-091-110) にお問い合わせください。
(平日9:00～16:45 当面の間は土、日、祝日も受付)



総務省
特設ページ

◎なお、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、
申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が、令和8年11月27日（金）まで延長されます。

法令に基づく**届出などの義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであれば、**令和8年11月27日（金）までに履行**することで、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、令和8年熊本地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

(1)法人が清算中である場合 または (2)法人が支払不能である場合

を除き、**令和10年7月27日(木)までの間**、裁判所による**破産手続開始の決定はされません**。

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間(令和8年7月28日以後に満了するもの)が**令和9年3月31日(水)まで延長**されます。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市区町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、**令和8年7月28日(火)から令和11年6月30日(土)まで**に、令和8年熊本地震による災害に起因する民事に関する紛争について裁判所に民事調停の申立てをする場合には、**手数料の納付が免除**されます。

◎詳細については、最寄りの裁判所にお尋ねください。

〔関連リンク〕

◎裁判所ウェブサイト

民事調停

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_25_01/index.html

各地の裁判所一覧

<https://www.courts.go.jp/courthouse/map/index.html>

参考情報：日本司法支援センター（法テラス）の支援について

法テラスでは、法的問題について、解決に役立つ法制度や各種手続、相談窓口等の情報を提供しています。

被災者の方を対象とした無料法律相談も行っていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

おなやみレスキュー

法テラス災害ダイヤル 0120-078309

受付時間：平日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）